

平成29年度 第9回吉川区地域協議会次第

日時：平成30年2月15日（木）午後6時30分から
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会長報告
- (2) 委員報告
- (3) 事務局報告

4 協議事項

- (1) 自主的審議事項等について
 - ①各部会からの報告、協議提案等、部会の協議状況等について

 - ②自主的審議事項に関する協議について

- (2) 平成30年度吉川区地域活動支援事業の採択方針案等について

- (3) 吉川区地域づくりフォーラム2018（案）について

5 総合事務所からの諸連絡について

6 その他

7 閉 会

平成30年度吉川区地域活動支援事業採択方針(案)

吉川区地域協議会

1 目的

吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、また、吉川区「出張」地域協議会等で提案のあった地域の課題・問題点等の解決を図るため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の取扱いを定めるものとする。

2 採択する事業の分野

上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業について採択するものとする。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

3 補助率

- ① 審査により採択となった事業の補助率は、原則補助対象経費の100%とする。
ただし、採択事業の補助希望総額が吉川区の配分額を上回る場合や、事業ごとのバランス等の理由により、審査の結果、補助率を調整する場合がある。
- ② 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に採択した事業については、上記の補助率にかかわらず、国県市等の補助率等と同程度の補助を行う。

4 補助金額

- ① 補助額の上限は原則100万円とする。ただし、効果が吉川区全域に及び、地域の活性化に大いに資する事業等、吉川区地域協議会が認めた場合は、上限を引き上げることができる。
- ② 補助希望総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。
- ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ④ 補助金の概算払い請求は、行うことができる。

5 審査基準

共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、委員全員の平均点が25点満点中13点に満たない場合は不採択とする。

6 プレゼンテーション(計画・企画案・見積もりなどを、会議で説明すること)

提案者は、プレゼンテーションを行うものとする。

7 委員による現地視察

審査に先立ち、必要に応じ、委員全員による現地視察を行う。

平成30年度吉川区における地域活動支援事業の審査に関する内規(案)

吉川区地域協議会

1 目的

吉川区の地域活動支援事業の採択審査にあたり、詳細な事項について定めるものとする。

2 定める項目

(1) 補助対象経費

① 市等の事業と重複した場合の対応

国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、採択することができる。

② 備品の取扱い

原則備品は補助対象外とする。ただし、活動を伴う事業で、提案のあった事業の遂行に必要不可欠であり、特に公益性が高いと認められる場合、対象とすることができる。

③ 飲食費の取り扱い

事業における講師や招待者に対する弁当代などについては、昼を跨ぐなどの条件付きで補助対象と認めるが、ボランティアを含むスタッフなどの弁当代については対象外とする。

(2) プレゼンテーション

委員による提案団体への質疑

提案団体によるプレゼンテーション終了後、委員による質疑については、まず事前に質問票を提出した委員が、その質問票に基づき、口頭で行うこととする。その後、必要に応じその他の質疑を行うこととする。ただし、同一内容の質疑については、事前に申し合わせの上、代表する委員が質疑を行うものとする。

(3) 審査方法など

① 「基本審査」及び「地域自治区の採択方針」における「適合しない」の取扱い

採点票中、「基本審査」または「地域自治区の採択方針」で「適合しない」を選択した場合、その委員における共通審査基準の5項目の採点は、すべて0点として集計する。

② 補助額の調整

採択方針により採択事業をすべて100%補助としたときの補助額の合計が、吉川区の配分額を超える場合や、提案内容が100%補助し難い場合は、共通審査基準の委員全員の平均点に応じて、補助率を90~70%の範囲で調整できるものとする。

平均点と補助率の目安は右図のとおりとする。

もしくは、採択した全事業について、補助額と配分額の按分により最終調整を図ることができるものとする。

平均点区分	補助率
20点以上	10/10
17点以上~20点未満	9/10
15点以上~17点未満	8/10
13点以上~15点未満	7/10
13点未満	不採択

③ 勉強会

審査の前に勉強会を開催する。

④ 提案当事者の審査への参加

提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることはできない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。なお、提案者及び提案団体の代表者の定義については、個々の事例について吉川区地域協議会の中で協議し決定する。

⑤ 同一団体から複数年にわたり同様の事業提案があった場合の対応

同一団体から複数年にわたり同様の事業提案があった場合は、その都度協議の上決定する。

※この内規を変更する場合は、吉川区地域協議会委員の協議による合意により行う。

平成29年度吉川区地域活動支援事業の募集・審査等に係る反省について（とりまとめ結果）

No.	問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	地域協議会での協議結果
1	事業の募集・審査等で不都合の起きない仕組みが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を設ける。 ・全て公開とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全て公開とする。事前審査はしない、を支持される方は挙手願う。（2人挙手） ・事前審査は必要と考える方は挙手願う。（9人挙手） ⇒これまでどおりとする。
2	提案内容について、もう少し時間をかけた議論と審査が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・案件内容の把握に時間を掛け議論する。 ・議論と審査を分離する。 ・審査の方法を変える。 例：一次審査・二次審査・最終審査 一次、二次後は、結果を基に検証討議を行う。 審査は全て公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼン ⇒これまでどおり必須。 ・現地視察 ⇒協議の上、実施する。 ・質問の回答 プレゼン後の質疑の中で、事前に質問票を提出した委員が再度その質問をする。 ・その他はこれまでどおり。
3-1	継続提案を新規提案と同じ尺度で審査することに関しては？	<ul style="list-style-type: none"> ・同一団体からの提案でも、以前と活動内容が異なれば、当然新規提案として取り扱うことは良い。 <p>しかし、同一団体から以前と同様な活動内容が提案された場合は共通審査項目で発展性の点数に上限を設けた方が良いのではないかと思う。例えば「3点以下とする」とか。</p> <p>それは、市の支援事業継続期間にも限りがあると思われ、早目の自立を促すことと、限られた補助金を少しでも多くの提案団体に配分できる様にするため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでどおりとする。 ・同一団体から以前と同様な活動内容が提案された場合は、十分に協議を行う。
3-2	継続事業については、支援費用の減額を考慮すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・他区を参考に検討してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・一度採用されれば高額支援が継続される可能性がある。 ・新規案件の創出につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでどおりとする。 ・同一団体から以前と同様な活動内容が提案された場合は、十分に協議を行う。

No.	問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	協議結果
4-1	<p>プレゼンでの質問・意見が少なすぎるのでは？</p> <p>また、プレゼンの方法も今一・・・。</p>	<p>・事前に文章で質疑応答をしているとは言え、あまりにも質問・意見が少なすぎるのではないか。</p> <p>折角のプレゼンなのだから、もっと活発に確認し合える場にならないものか。</p> <p>また、プレゼンもプロジェクターやPCを使って説明することがあっても良いと思うし・・・。</p> <p>何れにしても、今回のプレゼンでは説明側と審査側の「本気さ」「真剣さ」が感じ取れなかった。</p>	<p>・プレゼン ⇒これまでどおり必須。</p> <p>・現地視察 ⇒協議の上、実施する。</p> <p>・質問の回答 プレゼン後の質疑の中で、事前に質問票を提出した委員が再度その質問をする。</p> <p>・その他はこれまでどおり。</p>
4-2	<p>プレゼンが形骸化している。時間が短い。委員側の勉強不足？</p> <p>事業提案者の熱意を引き出す為にも質疑応答が無いのは残念でした。</p>	<p>・事前の勉強会が必要（全員ではなかなか難しいので、グループ分けなどして行う）</p> <p>・事前の現地確認、調査は良かった。</p>	<p>・プレゼン ⇒これまでどおり必須。</p> <p>・現地視察 ⇒協議の上、実施する。</p> <p>・質問の回答 プレゼン後の質疑の中で、事前に質問票を提出した委員が再度その質問をする。</p> <p>・その他はこれまでどおり。</p>
5	<p>プレゼン終了後の非公開勉強会で、予備審査=予備採点は必要か？</p>	<p>・予備審査（採点）には、動向（結果想定）を早目にキャッチできるというメリットはあるが、逆に今回の様に本審査前に採択・不採択の情報漏洩するというデメリットがある。</p> <p>情報漏洩を100%防ぐことが不可能とすれば、<u>予備審査を無くす</u>ことも良いのではないか。</p> <p>勉強会では、各審査項目における審査上での注意点や用語の意味・解釈などを具体的に確認し合い、<u>協議委員の認識をある程度共通化</u>することが必要と思う。</p> <p>[例]・全市的な方向性とは具体的に？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体の信頼性とはどんな基準で？ ・用排水路や側溝の掃除、集落道の清掃・整備、草刈りなど多くの集落では自費で賄っている全く一集落だけの課題・提案に対しては、どう評価するのか？ 等々 	<p>・十分に協議をした上で、委員全員の共通認識を作るものとする。</p> <p>・その他はこれまでどおり。</p>

No.	問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	協議結果
6	採点の集計結果が整数の場合、採点結果が把握しにくい。	・小数点以下第一位まで、表示してほしい。	・これまでどおりとする。
7	大変失礼かもしれないが、補助希望額が妥当な金額か否かの判断の際、提案者の積算資料だけでは信頼性が薄い。	・原則として、10万円以上の経費については2社以上の見積書の添付が必要とされている。 今回14件の提案には業者見積もりを取られた団体もありそうだが資料としての添付がなかった。 また、見積り取得が感じられない提案もあり、決まりに則って見積書の提出を徹底させることが好ましいと思う。	・これまでどおりとする。
8	本審査の際に提案者が不在なのは残念です。	・信頼性を上げる。	・これまでどおりとする。

課題等の整理

- ・審査を全て公開とするか否か (No.1、2)
- ・審査手順の見直し(時間をかけた議論) (No.2)
- ・継続事業の取扱い (No.3)
- ・プレゼンのあり方について (No.4)
- ・予備審査(勉強会)をなくし、本審査のみとするか否か (No.5)
- ・協議委員の認識をある程度共通化する必要性 (No.5)
- ・採点結果を小数点第1位まで表示 (No.6) ※自治・地域振興課 変更可能確認済
- ・見積もり資料の添付 (No.7)
- ・審査についての信頼性向上 (No.8)

※複数年続けて同様事業を提案した場合、制限を設けている事例（平成 29 年度）

大島区	<ul style="list-style-type: none"> ・助成回数：同一事業は 3 回まで（平成 24 年度採択からの助成回数）
柿崎区	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率：新規事業 10/10、従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。）が 1 のもの 9/10、従前の補助採択の回数が 2 以上のもの 8/10（千円未満切り捨て） ・事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を 3 点以下とする。
大潟区	<ul style="list-style-type: none"> ・助成回数：同一事業は 3 回まで（平成 22 年度採択からの助成回数） ・同一の助成事業で採択が 3 回目の場合は減額の対象とし、補助率や補助金額について協議、決定する。
板倉区	<ul style="list-style-type: none"> ・助成回数：過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3 回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、必要な事業は選定する。

吉川区の平成29年度地域活動支援事業の採択に係る採点票

1. 採点対象

事業名	(No.1) ○○○○事業
提案者名	◎◎◎◎

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針

当区の採択方針	左記方針との適合性
<p>1 採択する事業</p> <p>吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自らが取り組む自主的・主体的な事業について、下記の項目に該当する提案事業について採択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体と住民が協働して取り組む又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ◆ 生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業 ◆ 地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業 ◆ 子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業 ◆ 地域づくりを担う人材育成に資する事業 	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	5	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	5	
合計		25	

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

(記載欄)

平成29年度吉川区地域活動支援事業採択方針

1 目的

吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の取扱いを定めるものとする。

2 採択する事業の分野

上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業について採択するものとする。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

3 補助率

- ① 審査により採択となった事業の補助率は、原則補助対象経費の100%とする。
ただし、採択事業の補助総額が吉川区の配分額を上回る場合や、事業ごとのバランス等の理由により、審査の結果、補助率を調整する場合がある。
- ② 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に採択した事業については、上記の補助率にかかわらず、国県市等の補助率等と同程度の補助を行う。

4 補助金額

- ① 補助額の上限は原則100万円とする。ただし、効果が吉川区全域に及び、地域の活性化に大いに資する事業等、吉川区地域協議会が認めた場合は、上限を引き上げることができる。
- ② 補助の総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。
- ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ④ 補助金の概算払い請求は、補助対象期間の範囲で行うことができる。

5 審査基準

- ① 共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、委員全員の平均点が25点満点中13点に満たない場合は不採択とする。

6 プレゼンテーション（計画・企画案・見積もりなどを、会議で説明すること）

- ① 提案者は、プレゼンテーションを行うものとする。

吉川区における地域活動支援事業の審査に関する内規

1 目的

吉川区の地域活動支援事業の採択審査にあたり、詳細な事項について定めるものとする。

2 定める項目

(1) 補助対象経費

① 市等の事業と重複した場合の対応

国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、採択することができる。

② 備品の取扱い

原則備品は補助対象外とする。ただし、提案のあった事業の遂行に必要不可欠であり、特に公益性が高いと認められる場合、プレゼンテーションや地域協議会での協議を経た上で対象とすることができる。

③ 飲食費の取り扱い

事業における講師や招待者に対する弁当代などについては補助対象と認めるが、ボランティアを含むスタッフなどの弁当代については対象外とする。

(2) 審査方法など

① 補助額の調整

採択方針により採択事業をすべて100%補助としたときの補助額の合計が、吉川区の配分額を超える場合や、提案内容が100%補助し難い場合は、共通審査基準の委員全員の平均点に応じて、補助率を90~70%の範囲で調整できるものとする。

平均点と補助率の目安は以下のとおりとする。

平均点区分	補助率
20点以上	10/10
17点以上~20点未満	9/10
15点以上~17点未満	8/10
13点以上~15点未満	7/10
13点未満	不採択

上記の調整でも採択した補助額の合計が吉川区の配分額を上回る場合は、採択した全事業について、補助額と配分額の按分により最終調整を図ることとする。

② 審査の決定方法

各提案に対する審査は、勉強会を経て公開の地域協議会で決定する。

③ 提案当事者の審査への参加

提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることはできない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。なお、提案者及び提案団体の代表者の定義については、個々の事例について地域協議会の中で協議し決定する。

※この内規を変更する場合は、地域協議会委員の協議による合意により行う。

平成30年度 地域活動支援事業に係る今後の審査等のスケジュール（案）

月日	時間	審査協議事項等
3月5日(月) ～ 3月30日(金) ※平日のみ	8:30 ～ 17:00	事前相談 ・地域活動支援事業の申請に伴う書類の記入方法や、添付書類等についての事前相談
4月2日(月)	8:30	提案受付開始（～4月20日まで） ※平日のみ
4月20日(金)	17:00	提案受付終了
4月23日(月)		【事務局】 ・吉川区地域協議会へ審査依頼、提案書等を委員へ送付 ・提案内容について、担当課（関係課）への所見依頼 回答期限 5/10
4月26日(木) ※第4木曜日	18:30	○平成30年度 第1回吉川区地域協議会（公開） ・地域活動支援事業について ・提案事業の確認及び質問事項に関する協議 ・プレゼン、勉強会の日程について確認 ・現地視察実施事業について協議 【事務局】決定後、事業提案者に対して ・質問事項への回答依頼 ・プレゼンテーションの実施通知 ・現地視察の実施通知
5月12日(土)	13:00	○平成30年度 第2回吉川区地域協議会（公開） ・プレゼンテーションの実施 ・質問事項に関する確認 ○勉強会（非公開） ・現地調査（午前中の可能性あり） ・仮審査
5月17日(木) ※第3木曜日	18:30	○平成30年度 第3回吉川区地域協議会（公開） ・本審査、採択有無・補助額の決定

平成30年4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

平成30年5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※ この内容については、平成30年度の予算の成立を前提としたものです。
また、今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第9回吉川区地域協議会
平成30年2月15日
協議資料 No.2-6

[上越市地域活動支援事業 平成30年度実施概要案]

吉川区版案

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成30年度について、次のとおり実施する予定です。(まだ確定したものではありません。ご注意ください。)



■募集期間

平成30年4月 2日(月) から

4月20日(金) まで(必着)

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。)

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■ 支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

＜ポイント！＞

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成31年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、吉川区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■ 補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 補助率や補助金額の上限・下限などの条件については、吉川区総合事務所にお問い合わせください。

＜ポイント！＞

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■ 応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、吉川区総合事務所に直接持参してください。

＜ポイント！＞

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、各総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■ 提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設ける場合があります。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。

吉川区の地域活動支援事業における採択方針は次のとおりとします。

別紙のとおり

(2) 基本審査・共通審査

- 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。全市的な方向性と合致しているか。提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">地域の実情や住民要望に対応したものか。地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。緊急性の高い提案事業であるか。ほかの方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

◀ポイント!▶

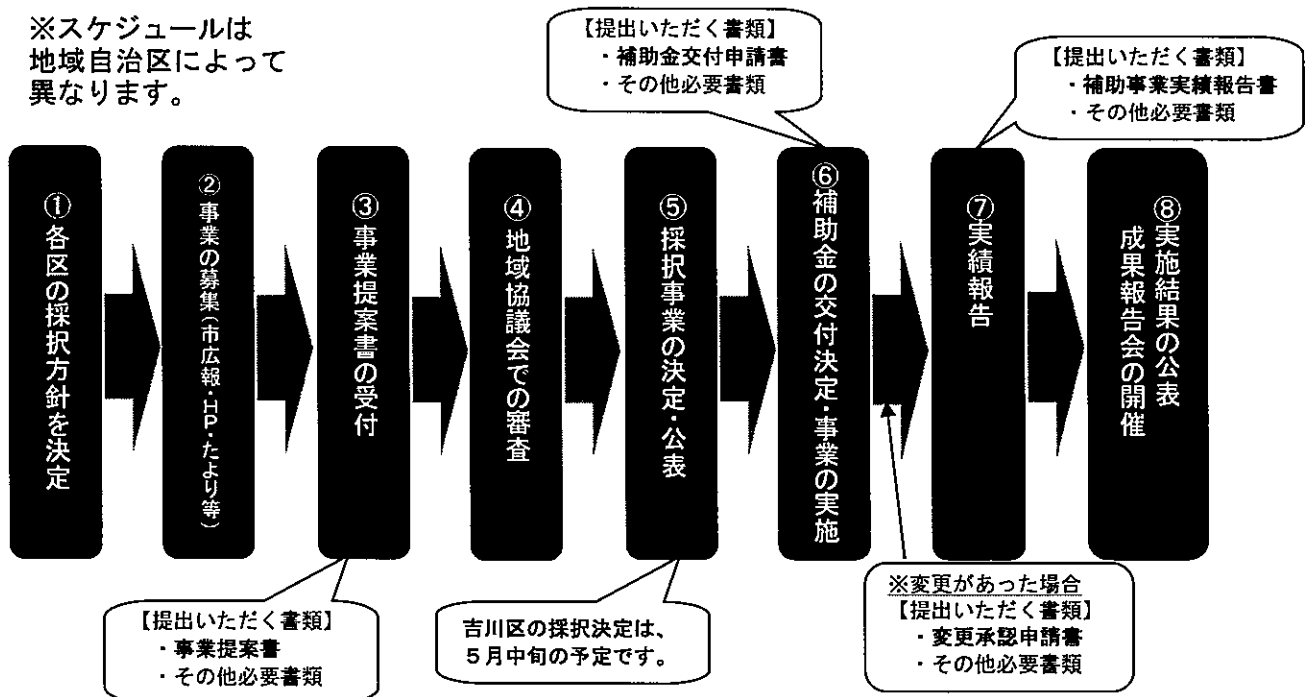
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、各総合事務所やまちづくりセンターでご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

※スケジュールは
地域自治区によって
異なります。



申請を検討される場合は、事前に「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

こちらまでご相談ください！

〒949-3494 上越市吉川区下町 1126 番地
吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ
電話：025-548-2311 FAX：025-548-3011

事業全体の問い合わせ

上越市



自治・市民環境部 自治・地域振興課(電話 025-526-5111 内線 1429、1584)

平成29年度地域活動支援事業に関するQ & A資料から抜粋

Q4-6 年度途中での事業計画の変更は認められますか。

A 原則として、経費の配分や事業の内容を変更する場合（軽微なものを除く）には、事業計画変更承認申請書をご提出いただくこととなります。

変更の理由により、変更の可否を判断することとなりますので、申請の前に各総合事務所、まちづくりセンターにご相談ください。

変更手続（変更承認申請書）が必要な範囲の判断基準は下記のとおりです。

	変更手続が必要な場合	補足説明
1	事業費の変更 … 補助対象事業の総事業費の概ね30%を超える増減を行う場合 ^{※1}	事業が複数に分かれている場合は、その小事業ごとの経費の増減が概ね30%を超えた場合にも変更承認申請書の提出が必要。
2	事業の内容の変更 … 事業の実施方法・内容を変更する場合、補助金額の減額を希望する場合	事業費に変動がない場合にあっても、変更 ^{※2} によって事業の目的達成・効果等に影響を及ぼす場合などは変更承認申請書の提出が必要。
3	補助金の交付時期等の変更を希望する場合	概算払いを希望して提出した収支計画書の内容を変更する場合、変更承認申請書の提出が必要。また、途中で概算払いを希望する場合も同様。
4	補助対象事業を中止、又は廃止する場合	
5	完了日が申請時の事業完了予定日を大幅に過ぎる場合	概ね1か月以上を過ぎる場合は、変更承認申請書の提出が必要。

※1 変更手続が必要な場合は、あくまで目安です。30%以下であっても経費項目間の事業費の移し替え、追加等がある場合は申請が必要になることがあります。事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ各総合事務所、まちづくりセンターにご相談ください。

※2 変更とは、経費項目（備品購入費、工事請負費、消耗品費等）間で事業費をやりとりすることです。

吉川区

回 覧

地域協議会だより

(号外) 平成30年3月1日発行
発行 吉川区地域協議会
編集 たより編集委員会
事務局 吉川区総合事務所
総務・地域振興グループ
TEL 025-548-2311

—地域との意見交換会—

3月15日(木)、勝穂地区を会場に、 吉川区「出張」地域協議会を開催します。

勝穂地区の皆様

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、吉川区地域協議会の活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

吉川区地域協議会では、地域が抱える課題等について、委員が地域に出向いて住民の皆様から直接お話しをうかがい、意見交換を行う、吉川区「出張」地域協議会を、一昨年の10月から吉川区内7地区を会場に順次開催いたしております。

3月15日(木)には、勝穂地区を会場に開催いたします。

吉川区地域協議会として、地域と課題等を共有し、課題解決に向け、市への政策提言などにつなげていきたいと考えております。

どなたでも自由にご参加いただけます。

開催趣旨をご理解いただき、お誘い合わせの上、ぜひご参加くださいますよう、お願いいたします。

吉川区地域協議会 会長 片桐 雄二

▼開催日時、対象地区、会場

開催日	時間	対象地区	会場
平成30年 3月15日(木)	19:00～ 20:30	勝穂地区 (伯母ヶ沢、後生寺、泉、赤沢)	吉川地区公民館 勝穂分館

▼どなたでも自由にご参加いただけます。お誘い合わせの上、地域の課題・問題点、ご意見・ご提案等を持ち寄って、ぜひご参加下さい。

(うら面に続く)

地域協議会とは？

地域自治区ごとに設置される地域協議会は、様々な立場の住民の皆さん同士が、各区内で課題となっていることなどについて、より良い解決策を導き出していくための話し合いを行い、地域としての意見を取りまとめ、市長に意見を伝えるための役割を担います。

地域協議会の役割など

○どんなことを話し合うの？

地域協議会では、市長から意見を求められた案件（諮問）のほか、住民の皆さんが日常生活の中で改善が必要と感じているテーマについて自主的に話し合うことができます。

市のほかの審議会等と異なり、自主的に決めたテーマについて審議を行い、意見を述べることができるのは、地域協議会の大きな特徴です。

○なぜ地域協議会に意見を聴くの？

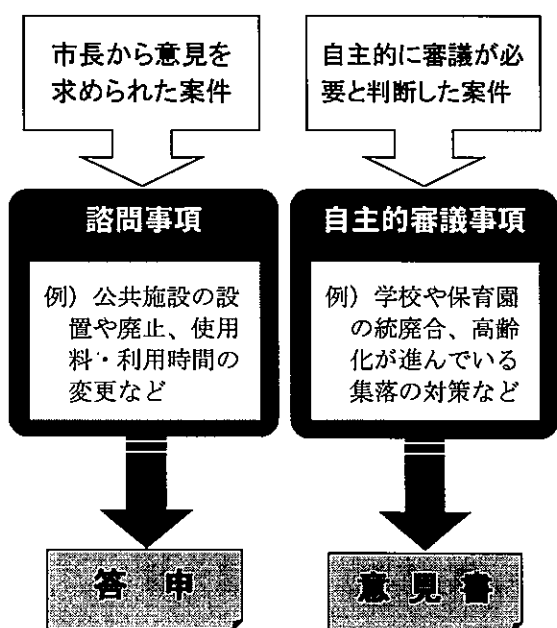
例えば、公共施設の設置等を行う場合に、その区域の住民の生活に及ぼす影響について、あらかじめその区の地域協議会の意見を聴き、政策判断の参考とするために行います。

○話し合ったことはどうなるの？

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置した機関（市長等の附属機関）であり、市長はその意見を尊重します。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

○話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、市のホームページや各区の「地域協議会だより」でお知らせします。



※地域協議会で取りまとめた意見は、答申や意見書として市長に提出します。それらに対する市の考え方や対応方針は、おおむね1か月後に地域協議会に文書で回答します。

図：地域協議会の審議等の流れ

吉川区地域協議会 委員名簿

役職	氏名	住所
会長	片桐 雄二	吉川区国田
副会長	加藤 正子	吉川区下深沢
副会長	山岸 晃一	吉川区竹直
委員	五十嵐 豊	吉川区六万部
委員	上野 康博	吉川区田尻
委員	薄波 和夫	吉川区原之町
委員	大滝 健彦	吉川区下小沢
委員	片桐 利男	吉川区梶
委員	佐藤 均	吉川区赤沢
委員	関澤 義男	吉川区大乘寺
委員	平山 英範	吉川区長峰
委員	山越 英隆	吉川区山直海
委員	山本 孝嗣	吉川区高沢入
委員	横田 弘美	吉川区国田

任期：平成32年4月28日まで

歴史講座・森林環境講座

日時：平成30年3月3日(土) 午後2時から(約2時間)

会場：入河沢集落開発センター

内容：語り継ぐ歴史シリーズ「入河沢城」

附 入河沢・東田中

元禄9年越後国頸城郡下美守郷村絵図

森林環境講座

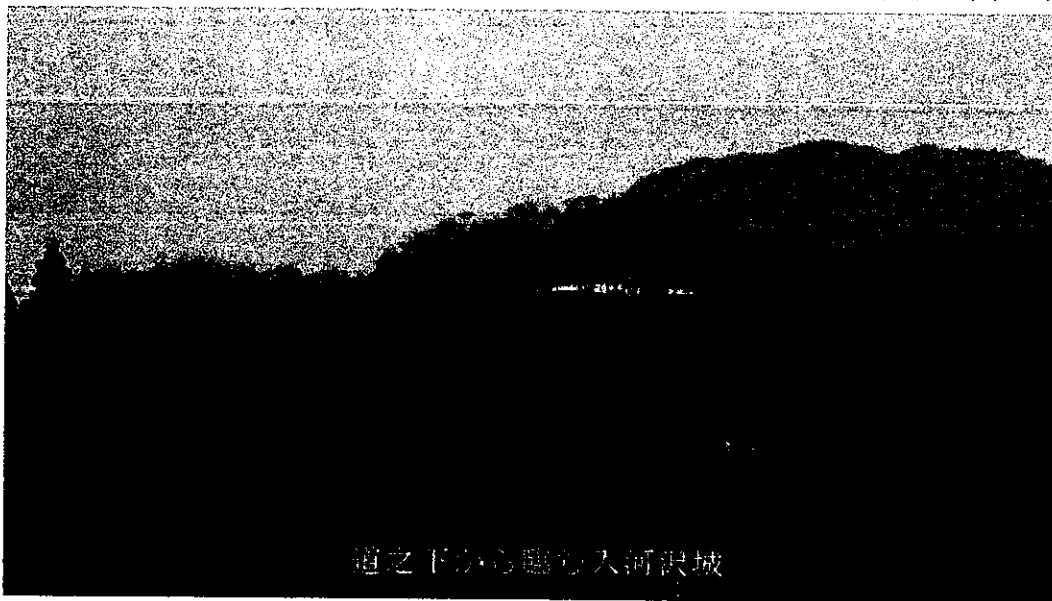
森林の持つ機能

新しい木材利用

その他：語り継ぐ歴史シリーズ「入河沢城」を参加世帯に1冊配布いたします。

村絵図(複製)を公開いたします。

大賀・山直海・岩沢・米山・福平・長坂・堂ノ下(道之下)・入河沢村



道之下から眺む入河沢城

上吉川歴史と里山文化のまちづくり研究会

問合先 藤田良男 090-4374-7123、江村豊 090-5506-7588

この事業は、平成29年度上越市地域活動支援事業補助金を受けて実施しています。